

水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領

平成28年1月20日 27水港第2637号
知事宛 水産庁長官通知

第1 目的

T P P（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意により、水産物について輸出先の関税が即時又は短期間で撤廃されること等を踏まえ、「総合的なT P P 関連政策大綱」（平成27年11月25日内閣官房T P P 政府対策本部決定）に即し、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要である。

このため、効率的かつ効果的に、水産物の衛生管理対策や流通機能の高度化を図るため、大規模な拠点漁港を核とした地域で、周辺の産地からの水産物も取り込み、一貫した高度衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な施設の一体的な整備を推進する。

第2 事業の内容

1 事業の対象地域

特定第3種漁港及びこれに準じる漁港（水産物の取扱量が年間1万トン程度以上又は水産物の取扱金額が年間30億円程度以上見込まれる漁港、また、それらと一体的に機能している漁港（以下「大規模流通・輸出拠点漁港」という。))を核とした地域を対象とする。

2 事業の内容

周辺の産地からの水産物も取り込み、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等について、一体的かつ総合的に整備する。

（対象施設）

基本施設、輸送施設、漁港施設用地、清浄海水導入施設、漁港浄化施設、共同利用施設（荷さばき所（立替・一次処理施設を含む。）、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、並びに水産物流通センター）等
上記施設の附帯施設（共同利用の設備・機器等）

第3 基本計画の策定

1 基本計画の内容

基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）地域名
- （2）地域の現況
- （3）輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み
- （4）水産物輸出促進緊急基盤整備事業の基本方針
- （5）水産物輸出促進緊急基盤整備事業を推進するための施設整備計画の内容
- （6）施設整備以外の取組
- （7）水産物輸出促進緊急基盤整備事業により見込まれる効果
- （8）基本計画の着実な推進に係る事項

(9) その他特記事項

2 基本計画の作成

- (1) 基本計画は、原則、大規模流通・輸出拠点漁港の漁港管理者が作成するものとする。
- (2) 基本計画を作成しようとする場合にあっては、第4の3に基づき設置した協議会の意見を踏まえるとともに、関係地方公共団体、関係行政機関等と協議するものとする。
- (3) 計画作成主体は、必要に応じて、水産物・水産加工品輸出拡大協議会の意見を聴くこととする。

3 基本計画の承認等

- (1) 計画作成主体は、第3の1の基本計画に基づき事業を実施するため、国の助成を受けようとする場合には、水産庁長官に対し、基本計画の承認申請を行うものとする。

なお、計画策定主体が市町村の場合にあっては、都道府県知事を経由して提出するものとする。

- (2) 水産庁長官は、(1)の承認申請があった場合、当該基本計画が、次の要件に該当し、かつ、第2の2に掲げる事業を実施することが適当であると認めるときは、当該基本計画を承認するものとする。

ア 効率的かつ効果的な輸出促進が見込まれるものであること。

イ 事業の実施体制及び費用の負担能力から見て、事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること。

ウ 事業実施後、施設の適正な管理・運営が図られる十分な見通しがあるものであること。

4 基本計画の変更

- (1) 第3の3の(2)により承認された基本計画を大幅に変更する場合の手続は、第3の3に準ずるものとする。

- (2) (1)の大幅な変更とは、次に掲げる場合とする。

ア 基本計画における基本方針に係る変更

イ 基本計画における施設整備計画のうち、国の補助事業に係る施設の新設又は廃止

第4 事業の実施

1 事業実施主体

本事業の実施主体は、国、都道府県、市町村、水産業協同組合等、本事業を構成する各事業の実施主体とする。

2 対象とする事業

この事業は、次に掲げる事業により構成するものとする。

- (1) 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)に定める水産流通基盤整備事業及び水産生産基盤整備事業

(2) その他、水産物輸出促進緊急推進事業などの水産物輸出促進緊急基盤整備事業を推進するために基盤整備と併せて行う事業

3 地域における推進体制の整備

計画策定主体は、本事業の円滑な実施を図るとともに、地域が一体となって水産物の輸出を推進するために、都道府県、市町村、水産業協同組合、水産加工業者等の関係団体からなる協議会等を設置することとし、地域における推進体制の整備に努めることとする。

また、漁港及び加工場など、大規模流通・輸出拠点漁港（周辺の産地も含む。）において、輸出促進のための関連施設の一体的な整備を推進するため、衛生管理対策や流通機能の高度化に向けた取組の実施に努めることとする。

第5 国の助成

国は、予算の範囲内において本事業に必要な経費について、別に定めるところにより、国自ら負担し、又は都道府県、市町村若しくは水産業協同組合に対し補助するものとする。

第6 国の助言及び指導等

国は、本事業の実施に当たって必要な助言、指導等を行うほか、事業実施主体や地域で設置した協議会等に適宜、輸出実績や輸出見込みに係る資料など、所要の報告書の提出を求めることができる。

第7 本要領の適用

本要領は、平成27年度に実施する事業から適用する。

また、本事業は、この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、各事業の要綱、要領等によるものとする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

県（都道府）知事 氏 名 印

水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画承認申請書

〇〇地区について、水産物輸出促進緊急基盤整備事業を実施したいので、「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」（平成28年 1 月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知）第3の3の規定に基づき申請します。

水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画

1 地域名

2 地域の現況

都道府県名		関係市町村名	
地域の特徴			
水産業の役割			

輸出の対象となる水産物			
輸出の対象となる水産物の生産から流通・加工までの経路			

漁港名	種別	所在地	
取扱量	トン	取扱金額	百万円
属地陸揚量	トン	属人陸揚量	百万円
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻

※地域において輸出促進が図られるべき漁港について、漁港別に記入すること。
 ※漁港の港勢については、基本計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み

--

4 水産物輸出促進緊急基盤整備事業の基本方針等

課題と問題点	
--------	--

基本方針	

※水産物の品質・衛生管理の高度化、水産物輸出等の基本方針について記入すること。

5 水産物輸出促進緊急基盤整備事業を推進するための施設整備計画の内容

計画の内容					
該当する事業名	事業主体	施設名	計画数量	実施予定年度	備考
概要図 (地域の全体図、施設等の設置箇所、計画平面図など計画施設内容の分かるもの)					

※ 該当する事業名は、補助事業のうち今後要望する予定である事業を含む。

6 施設整備以外の取組

--

7 水産物輸出促進緊急基盤整備事業の推進により見込まれる効果

--

※本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入するとともに、衛生管理又は鮮度管理に配慮した水産物の取扱量の目標値など、定量的、客観的に検証可能な目標を設定し記入すること。

8 基本計画の着実な推進に係る事項

--

※自然条件調査等の基礎調査の実施状況、地元・関係部局等との調整状況、地域計画等における本事業の位置づけ、財政措置の見通しや事業実施後の施設の管理・運営体制等について記入すること。

9 その他特記事項（特記事項、参考となる資料等）
写真、整備後のイメージ図等